

岩手県告示第289号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づく通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路の指定を次のとおり解除する。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定を解除する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
県道	上米内湯沢線	盛岡市津志田15地割坂の下27番12地先から羽場11地割上大島53番1地先まで

2 指定を解除する期日 平成30年4月1日